

議案第156号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定する。

路線名	起点
	終点
北区 第2019-01号線	北区大深町 1 番の35地 同区同 19番の 7 地
北区 第2019-02号線	北区大深町 1 番の33地 福島区福島 6 丁目30番の19地
北区 第2019-03号線	北区大深町 1 番の34地 同区同 19番の18地
北区 第2019-04号線	北区豊崎 7 丁目14番の 6 地 福島区福島 6 丁目30番の45地
阿倍野区 第2019-01号線	阿倍野区北畠 2 丁目275番の13地 同 区同 2 丁目275番の11地

令和元年 9 月 18 日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

北区第 2019-01 号線ほか 4 路線を市道として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

道路法(抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

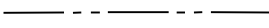
3 - 5 省 略

参 考 図

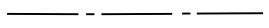
凡 例



今回認定する路線

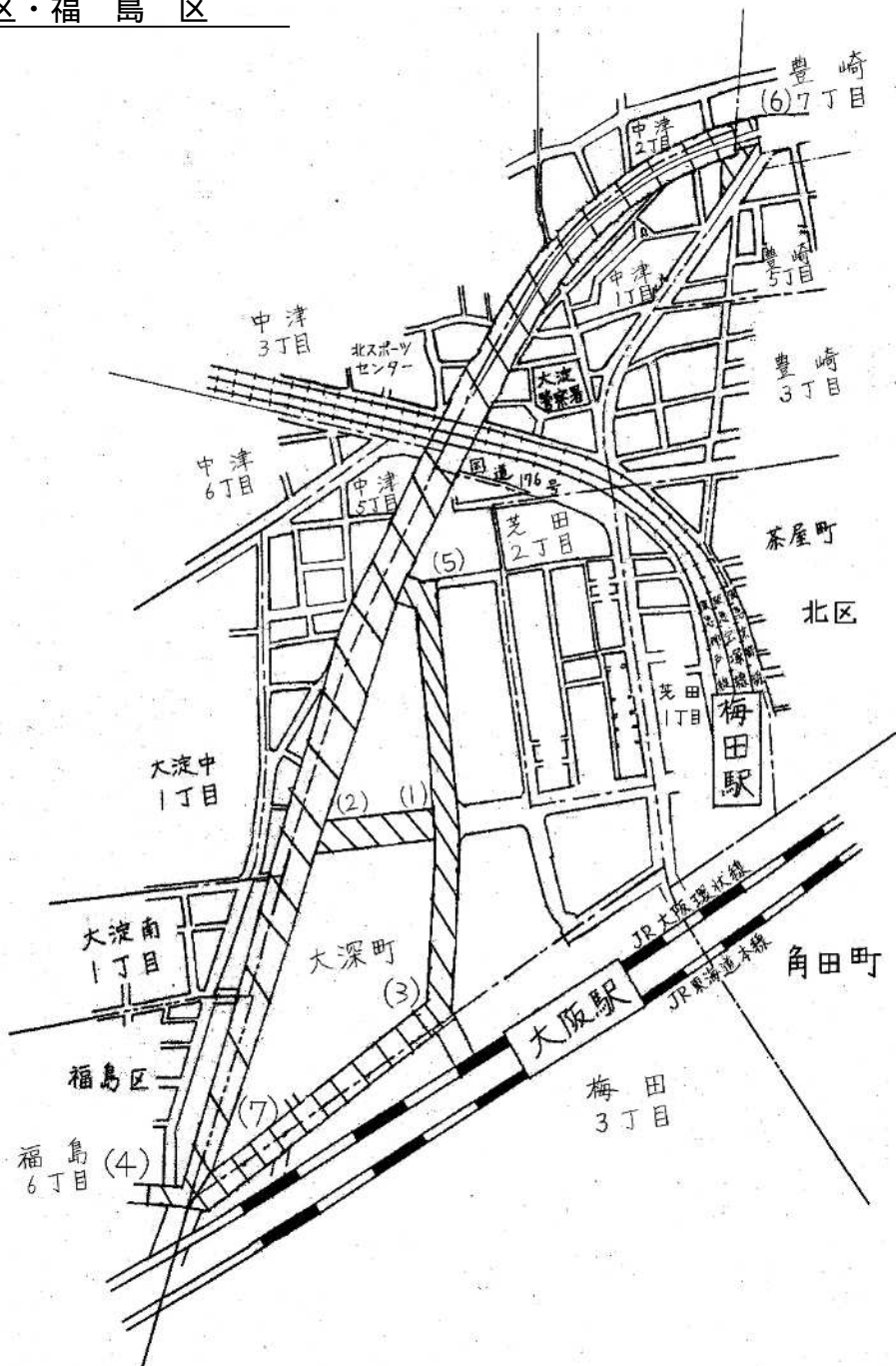


区 界



町 丁 界

(1) 北 区・福 島 区



説 明

北区第2019-01号線

(1) (2)間

北区第2019-02号線

(3) (4)間

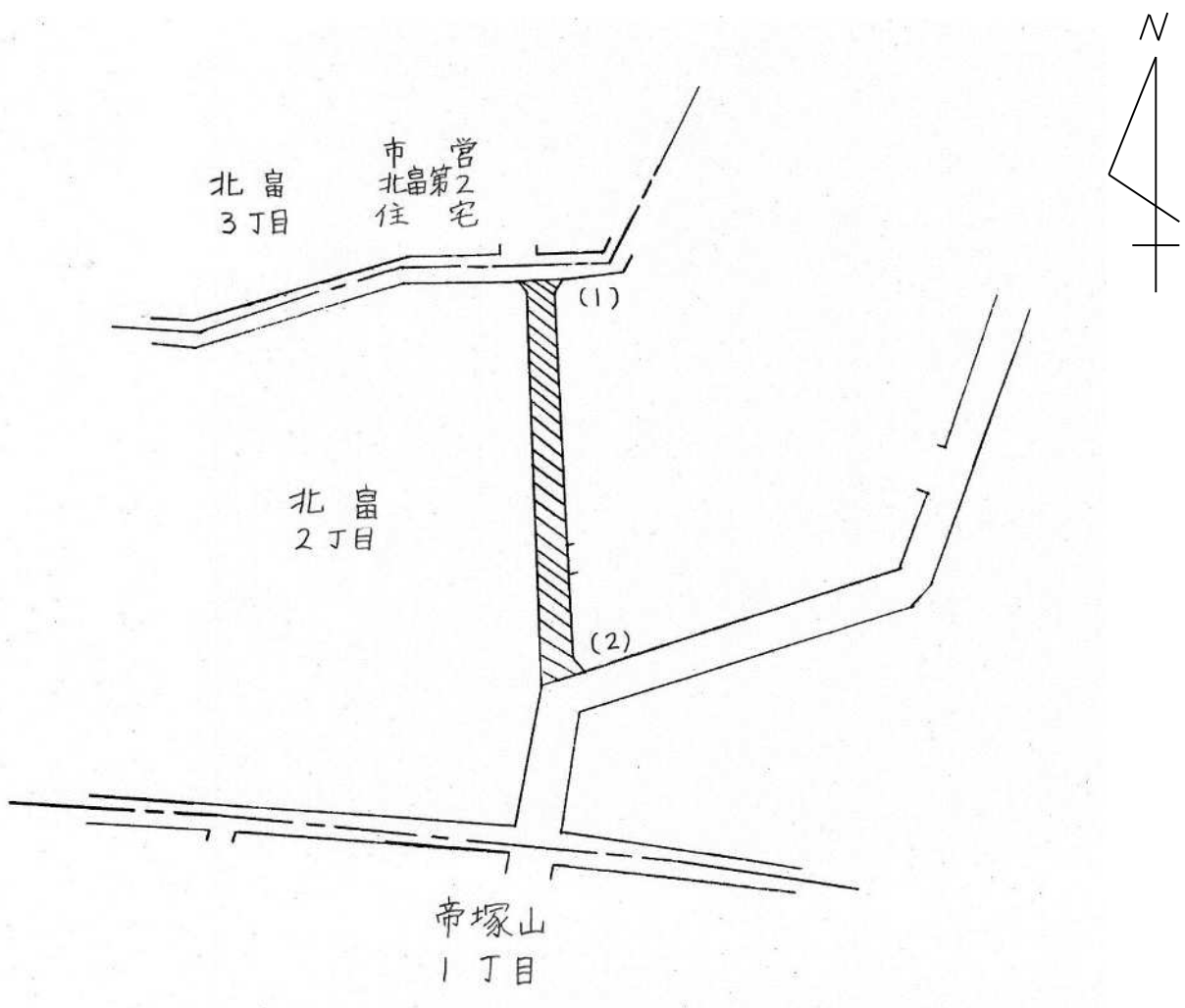
北区第2019-03号線

(5) (3)間

北区第2019-04号線

(6) (7)間

(2) 阿 倍 野 区



説 明

阿倍野区第2019-01号線

(1) (2)間